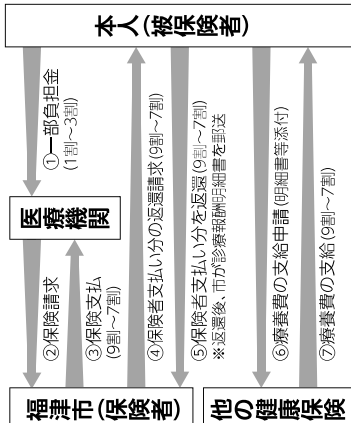


保険年金医療

他の保険に変わったときは必ず届け出を

市国民健康保険から他の健康保険に変わったときは、必ず市へ資格喪失届を提出してください。他の健康保険に加入した後に国保の保険証で医療機関を受診した場合(図①～③)は、市が支払った総医療費の9割～7割を世帯主に請求します(図④)。市に返還した医療費(図⑤)は、受診時に加入している健康保険に療養費の支給申請をすることができます(図⑥⑦)。対象者に文書でお知らせしますので、手続きをしてください。



問い合わせ 市保険年金医療課 ☎43・8127

今福津防災

やろう! 備えあれば憂いなし

もしも、大きな地震が起きたら、あなたや家族は大丈夫ですか。発生時間が夜中や通勤中だったらどう行動しますか。想像して備えましょう。

土砂災害に警戒を!

土砂災害は、人命に関わる恐ろしい災害です。近年局地的な豪雨が増え、発生頻度は高まっています。昨年7月の九州北部豪雨では、地すべりや土石流が相次いで発生した大きな被害となりました。また、今年4月には、大分県中津市でも大規模な土砂災害が発生しています。土砂災害から身を守るために、どこが危険で、どのように避難するのかを事前に確認しておきましょう。降雨の時には、市からの情報だけでなく、テレビやラジオ、インターネットなどで気象情報などを積極的に収集するようにしましょう。写真は災害写真データベースからの引用です。



▲恐ろしい土砂災害

問い合わせ 市防災安全課 ☎43・8107

燃やさないで 来竹桃やベニヤ板

地域分別収集や剪定くず・草ステーションでは家庭からの剪定くずや草類を受け入れています。これらは、破碎などの処理を行った後、土壌改良材や家畜の敷きわらなどにリサイクルしています。しかし、この剪定くずに入れてはいけない来竹桃やベニヤ板の破片などが混入する事案が発生しています。

来竹桃の捨て方

来竹桃とは、6月から9月に花を咲かせる木です。咲き方はさまざまで、一重や八重、大輪で色も赤や白、ピンクなど多品種です。葉は光沢のある緑色で細長い形状をしています。公園にも強く街路樹や庭木として植えられている事もあり、口に入ると心臓発作や下痢、けいれんなどを引き起こす可能性があり、海外では枝を串焼きの串に使用した人が死亡した例もあります。剪定くずにこれが混ざると、リサイクルされた製品が毒性を持つことになり、それを食べた家畜に健康被害を及ぼします。来竹桃は葉の部分は燃やさないで、その袋に入らないうちは可燃粗大ごみとして廃棄してください。剪定くずや草などの袋に入れてはけません。ベニヤ板も注意。ベニヤ板も同様です。薬剤を使っているのでもリサイクルの材料として使用できません。ベニヤ板の破片も剪定くずには入れず、燃やさない袋に入れ、大きい場合には可燃粗大ごみとして出してください。



▲ピンクの来竹桃の花

広報ふくつ

広報ボランティアのカメラリポート

福津市民の取材による福津市内の話題提供

元気に大運動会



陶芸同好会が30周年記念展

津屋崎千軒なごみで行われた津屋崎陶芸同好会30周年記念作品展で80人いる会員の力作が展示されました。期間中には小学生から大人までが楽しみに色を塗る絵付けを楽しみました。小学生の文野みなみさんはさわやかな色に塗った花器をうれしそうに見せてくれました。会長の竹本武利さんは「同好会は福祉施設に出向いて体験教室などとして、皆さんの笑顔が楽しみです」と語っていました。

【櫻井紀子さん】

5月28日、市内の小学校で運動会が行われました。朝から雨模様で開催が心配されましたが、神興小学校では30分遅れて開会しました。子どもたちは、かけっこやリレー、綱引きや玉入れ、ダンスや組体操など、日ごろの練習の成果を発揮しました。元気な様子に同調するかのようには、日陰を探すほどの日差しに。すべての競技を保護者に見てもらって子どもたちは満足そうでした。

【真鍋光さん】

環境掲示板

市うみがめ課 ☎62・5019 FAX43・9005 E-mail umigame@city.fukutsu.lg.jp

ごみを燃やすことは法律で禁止されています

適法な焼却施設以外でごみを燃やすことを「野焼き」といいます。紙類、ビニールなどを野焼きすると、悪臭、煙、すすが発生し、これらは広範囲に悪影響を及ぼします。このため野焼きは一部の例外を除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されています。違反した場合は処罰されることがあります。お互い顔見知りだとなかなか注意しにくいものです。家庭から出るごみの野焼きは近所迷惑になりますので絶対にやめましょう。次の場合は例外的に野焼きを行うことができます。ただし、近隣の人の生活環

境に支障がある場合は中止をお願いすることがあります。また、タイヤ、農業用を含む廃ビニール、プラスチック類は例外的な場合でも焼却できません。①国、県や市町村が河川などを管理する上で排出した刈り草、切った枝などの焼却 ②震災などの災害によって発生した木くすなどの焼却 ③風俗習慣または宗教上の行事を行うための焼却 ④農作業、森林管理などで行われる収穫後のつるや刈り草などの焼却 ⑤キャンプファイヤーなど日常生活を営む上で行う軽微な焼却